

| | |
|---|---|
| 四 | 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下単に「市街化調整区域」という。）内に存する遺跡で現に地域における歴史的風致を形成しているものに係る歴史上価値の高い建物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物（以下単に「建築物」という。）であるものに限る。）その他当該市町村の区域内における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為のうち主として建築物の建築の用に供する目的で行うもの）をいう。第二十八条第一項において同じ。）又は建築行為（建築物の新築又は改築をいう。第二十八条第一項において同じ。）であつて、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適當と認められるものに関する事項 |
| 五 | 重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去をし、又はこれらの設置の制限をすることが必要と認められる道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する道路又はその部分に関する事項 |
| 六 | 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号（当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第一百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下単に「中核市」という。）である場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第五号に定める者）にあっては、当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。 |
| 一 | 第一項第三号ロに掲げる事項 当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者 |
| 二 | 前項第一号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる農業用排水施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者 |
| イ | 前項第一号に規定する農業用排水施設（同号イに該当するものに限る。） 都道府県（土地改良法第九十四条の十第一項の規定により当該都道府県が当該農業用排水施設を同法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。） |
| ロ | 前項第一号に規定する農業用排水施設（同号ロに該当するものに限る。） 都道府県知事 |
| 三 | 前項第二号に掲げる事項 当該都市公園の公園管理者 |
| 四 | 前項第四号に掲げる事項 都道府県知事 |
| 五 | 前項第五号に掲げる事項 当該道路又はその部分の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。） |
| 五 | 市町村は、歴史的風致維持向上計画に第二項第三号イに掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）、第六十条第三項（同法第九十条第三項において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する管理団体がある場合については当該管理団体とする。）及び権原に基づく占有者（いずれも当該市町村を除く。）又は保持者（当該文化財が重要無形文化財（同法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財をいう。第十一条第一項において同じ。）又は登録無形文化財（同法第七十六条の七第五項に規定する登録無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。）である場合には、同法第七十一条第一項において同じ。）である場合は、当該市町村の教育委員会若しくは当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合は、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聽かなければならぬ。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 7 | 歴史的風致維持向上計画は、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 |
| 8 | 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 |
| 一 | 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものと認める。 |
| 二 | 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。 |
| 三 | 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 |
| 九 | 主務大臣は、前項の認定をしようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。 |
| 十 | 主務大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。 |
| 11 | 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するよう努めるとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。 |
| （認定に関する処理期間） | |
| 第六条 | 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。 |
| （認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更） | |
| 第七条 | 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 |
| 2 | 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。 |
| （認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する報告の徴収） | |
| 第八条 | 主務大臣は、認定市町村に対し、第五条第八項の認定（前条第一項の変更を含む。）を受けた歴史的風致維持向上計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。 |
| （認定の取消し） | |
| 第九条 | 主務大臣は、認定歴史的風致維持向上計画が第五条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 |
| 2 | 主務大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。 |
| 3 | 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、公表するよう努めるとともに、都道府県に通知しなければならない。 |
| （認定市町村への助言、援助等） | |
| 第十条 | 都道府県は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に必要な助言を行うことができる。 |
| 2 | 国は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を行ふよう努めなければならない。 |
| 3 | 前項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 |
| 4 | 認定市町村の長及び教育委員会は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。 |

(協議会)

第十一條 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に關する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」といふ。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上計画の実施に係る運営調整を行なう者

持向上施設の整備又は管理を行う者

三 第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）

四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、そ

の協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置

第一節 歴史的風致形成建造物の指定

(歴史的風致形成建造物の指定)

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間

(以下「認定計画期間」という。)内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項

第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区

域」という。)内の歴史上価値の高い重要無形文化財、登録無形文化財、重要無形民俗文化財（文

化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。)又は登録無形民俗文化財

(同法第九十条の六第一項に規定する登録無形民俗文化財をいう。)の用に供されることによりそ

れらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及

び重要な伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的

建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。)を構成している建造物を除く。)であつて、現

に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上

のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となつて歴史的風致を形成し

ている土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者

（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）及び当該市町村の教育委員会の意見を聴く

ときには、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財

保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第

四号に規定する記念物（以下「有形文化財等」という。）に該当すると認めるときは、その旨を

市町村長に通知しなければならない。

(歴史的風致形成建造物の指定の提案)

第十三条 認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その旨を

員の合意を得なければならぬ。

2 支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造物に

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りではない。

4 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りではない。

6 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

8 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

9 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

10 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

11 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

12 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

13 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

14 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

15 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

16 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

17 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

18 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

19 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物につい

て前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

あるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第十六条 市町村長は、前項の規定による通知があつた場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講すべき措置について協議を求めることができ る。

(歴史的風致形成建造物の所有者等の管理義務)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

第十八条 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

第十九条 市町村長は、歴史的風致形成建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となつた者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二十条 市町村長は、必要があると認めるときは、歴史的風致形成建造物の現状に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

第二十一条 市町村長は、必要があると認めるときは、歴史的風致形成建造物の現状について報告を求めることができる。

第二十二条 第十四条第一項の規定による通知（当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨をその内容に含むものに限る。）を受けた歴史的風致形成建造物（文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財又は同法第一百三十三条に規定する登録記念物であるものを除く。以下この項において同じ。）の所有者その他当該歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

第二節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例

2 前項に定めるもののほか、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、市町村長又は支援法人に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に關し必要な助言その他の援助を求めることができる。

（土地改良施設である農業用用排水施設の管理の特例）

第二十二条 都道府県は、支援法人に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第一号に規定する農業用用排水施設（同号イに該当するものに限る。）の管理の全部又は一部を委託することができる。

2 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項に規定する農業用用排水施設についての同項の規定による管理の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「その国営土地改良事業」とあるのは、「その都道府県営土地改良事業」と、「準拠して」とあるのは「準拠する」ともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された同法第五条第三項第一号に規定する農業用用排水施設（同号イに該当するものに限る。）の管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

(農用地区域内における開発行為の許可の特例)

第二十三条 第五条第三項第一号に掲げる事項（同号ロに該当する農業用用排水施設に係るものに限る。）が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合において、当該農業用用排水施設の存する農用地区域内の開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）について、同法第十五条の二第二項の許可の申請があったときにおける同条第四項の規定の適用については、同項第三号中「機能」とあるのは、「機能又は当該農業用用排水施設が形成している歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上」とする。

（文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施）

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、第五条第八項の認定を受けた町村（以下この条及び第二十九条において「認定町村」という。）の区域内の重要な文化財建造物等に係るもの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会（当該認定町村が特定地方公共団体である場合は、当該認定町村の長。次項から第四項までにおいて同じ。）が行うこととすることができる。

一 文化財保護法第四十三条第一項から第四項まで又は百二十五条第一項から第四項までの規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の停止を命ずること）。をし、並びに現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命ずること。

二 文化財保護法第五十四条（同法第八十六条及び百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項、第一百三十条（同法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）又は百三十二条第一項の規定により、報告を求め、並びに立入調査及び調査のため必要な措置をさせること。

2 前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第四十三条第四項（同法第一百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の取消しをする場合において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合においては、文化財保護法第一百五十四条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第五十五条第一項又は第三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置をさせようとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合においては、同法第一百五十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 文化財保護法第一百八十四条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定は、認定町村の教育委員会について準用する。

5 認定市町村の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、第一項に規定する事務の全部又は一部を、文化財保護法第一百八十四条第一項又は第一項の規定により当該認定市町村の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長）が処理することとするよう要請することができる。

6 認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の教育委員会の意見を聽かなければならない。ただし、当該認定市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

(都市公園の管理の特例等)

第二十五条 認定市町村は、認定計画期間内に限り、都市公園法第二条の三の規定にかかわらず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築（以下この条において「都市公園の維持等」という。）を行うことができる。

2 認定市町村は、前項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 認定市町村は、第一項の規定により都市公園の維持等を行う場合においては、政令で定めることにより、当該都市公園の公園管理者が代わってその権限を行ふものとする。

4 第一項の規定により認定市町村が行う都市公園の維持等に要する費用は、当該認定市町村の負担とする。

5 認定市町村が第三項の規定により公園管理者が代わってした都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

6 第三項の規定により公園管理者が代わってその権限を行ふ認定市町村は、都市公園法第六章の規定の適用においては、公園管理者とみなす。

(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第二十六条 認定市町村は、第五条第三項第三号に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けたときは、駐車場整備計画（駐車場法第四条第一項に規定する駐車場整備計画をいう。）において、その記載された事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2 認定市町村は、前項の規定により駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下この条において「地下駐車場整備計画概要」という。）を定めようとするときは、当該地下駐車場整備計画概要について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者の同意を得なければならない。

3 第一項の規定により地下駐車場整備計画が駐車場法第四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該地下駐車場整備計画概要に基づく都市公園の地下の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、当該占用が同法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（歴史的風致形成建造物等の管理の特例等）

(第二十七条 認定市町村又は支援法人は、認定重点区域内の次に掲げる施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、当該施設の管理を行うことができること。)

1 歴史的風致形成建造物

2 認定歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項が記載された歴史的風致維持向上施設である公共施設その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして主務省令で定める施設

支援法人が前項の規定により管理する施設内の樹木又は樹木の集團であつて、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは、「所有者及び歴史的風致維持向上支援法人（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に記載された同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは、「必要である」と、同法第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは、「次項の規定による要請をした」とする。

定する歴史的風致維持向上支援法人をいう。以下同じ。）と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは、「歴史的風致維持向上支援法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは、「所有者又は歴史的風致維持向上支援法人」とする。

(市街化調整区域内における開発行為の許可の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、その記載された事項の内容に即して行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた開発区域（同法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。）以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第四号に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の町村長による実施)

第二十九条 都道府県知事は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項並びに同法第十九条において読み替えて適用する同法第十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域の特別緑地保全地区（同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定町村の長が同項に規定する事務を行ふ場合における都市緑地法第四条、第三章第二節及び第三十一条の規定の適用については、同法第四条第二項第六号ハ中「第十七条」とあるのは、「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第七条項中「第六号ハからホまでに掲げる事項」とあるのは、「第六号ハからホまでに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項並びに同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県等」とあるのは、「地域歴史的風致法第二十四条第一項に規定する認定町村」と、同法中「第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは、「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは、「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」とあるのは、「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」とあるのは、「買入れ」とあるのは、「買入れ又は第十七条の二第五項の規定による負担並びに都道府県又は町村が行う第十七条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

(電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例)

第三十条 第五条第三項第五号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、同号に規定する道路又はその部分に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条の規定の適用については、同条第一項中「安全かつ円滑な」とあるのは、「安全な」と、「図る」とあるのは、「図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画（以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に記載された同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは、「必要である」と、同法第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは、「次項の規定による要請をした」とする。

| | |
|---|---|
| 四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 | 2 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為 |
| 五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為 | 六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為 |
| 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。 | 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が歴史的風致維持向上地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要があると認められるときは、歴史的風致維持向上地区計画に定められた事項その他の事項に關し、適切な措置を講ずることについて助言又は指導をするものとする。 |
| 第六章 歴史的風致維持向上支援法人 | (歴史的風致維持向上支援法人の指定) |
| 第三十四条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人(以下「支援法人」という)として指定することができる。 | 第三十五条 市町村長は、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 |
| 二 認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整備に参加すること。 | 三 前号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に効果的に利用できる土地であつて政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 |
| 四 歴史的風致形成建造物の管理又は修理に關し、必要な助言その他の援助を行うこと。 | 五 第二十二条第一項に規定する農業用用排水施設又は第二十七条第一項に規定する施設の管理を行うこと。 |
| 六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。 | 七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な業務を行うこと。 |
| (監督等) | |
| 第三十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に關し報告をさせることができる。 | 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 |
| 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第三十四条第一項の規定によること。 | |

| | |
|--|---|
| 四 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。(情報の提供等) | 第三十七条 国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。 |
| 第五章 雜則 | (主務大臣及び主務省令) |
| 第三十八条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。 | 第六章 罰則 |
| 2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号及び第七条第一項に規定する主務省令については、文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令とする。 | 第三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。 |
| 第七章 経過措置 | (経過措置) |
| 第三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。 | 第四十条 第三十三条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 |
| 第四十一条 次に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の過料に処する。 | 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。 |
| 附 则 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| (施行期日) | (調整規定) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 | 第二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第十八条号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人若しくは一般財團法人」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とする。 |
| 附 则 | (検討) |
| (平成二十三年五月一日法律第三五号)抄 | 第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 |
| (施行期日) | |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 | |
| 附 则 | (平成二十三年五月一日法律第三五号)抄 |

の整備に関する法律(平成二十三年法律第二百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成二十三年八月三十日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)

二
略

号第
二

七十二号) 第四条第一項の改正規定は附則
三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

第八十一条 二の法律(附 (罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則
(平成二三年一二月一四日法律第一二二号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に付する附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三

一 目次の改正規定（／第一節 中核市に関する特例／第三節 特例市に関する特例／）を「第一節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）第一百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とす
る改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条 附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一

条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日
第七十三条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第四項及び第二十八条第二項の規定の適用については、同法第五条第四項中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは、「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（第二十八条第二項において「施行時特例市」と、同法第二十八条第二項中「若しくは中核市」とあるのは、「中核市若しくは施行時特例市」とする。）

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一二日法律第二六号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則 第二十五条の規定 公布の日
 二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三

条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 （平成三十一年六月八日法律第四二号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和六年五月二九日法律第四〇号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。